

令和7年度沖縄県障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。)第9条の規定に基づき、県が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たって、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、本方針を定める。

2 適用範囲

本方針は、県の全ての機関に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、別表のとおりとする。

4 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

令和7年度の調達目標を次のとおり設定する。

目標額 76,299千円 (令和4年度実績額 69,362千円の10%増)

5 調達の推進方法

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、必要に応じて各機関の意見を聞いたうえで、当該年度の調達する物品等の目標を設定する。
- (2) 調達する物品等については、特に分野を限定することなく調達に努める。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第137条の3等の規定による随意契約を活用するなど調達の推進に努める。
- (4) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供する。
- (5) 障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。
- (6) 担当課は、年に2回、部局毎に、種別毎の調達実績を調査し、県の各機関へ提供のうえ、発注が可能と見込まれる物品等の情報の集約を行う。

6 共同受注窓口の活用

一般財団法人沖縄県セルフセンターは、受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口であるとともに、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定に基づく沖縄県知事の認定を受けた法人であることから、積極的に活用し、調達推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 担当課は、本方針を策定した時又は必要に応じて見直しを行った時は、県ホームページ等により公表する。
- (2) 担当課は、調達実績について、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、県ホームページ等により公表する。

8 担当課

本方針の担当課は、生活福祉部障害福祉課とする。

附則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 障害者就労施設等

a	就労継続支援A型・B型事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
	障害者支援施設に準ずる者	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定に基づき、沖縄県知事の認定を受けたもの。
c	特例子会社	障害者雇用促進法第44条に規定され、障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	次の(1)~(3)の全てを満たす事業所。 (1) 障害者の雇用者数が5人以上 (2) 障害者の割合が従業者の20%以上 (3) 雇用する障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
	在宅就業障害者	障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定され、自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定され、在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。